

令和６年(2024年)3月28日

教職員等の給食費改定に係る規則改正について

熊本市学校給食費条例施行規則（令和元年規則第１０号）の一部を次のように改正するので、報告するもの。

【経緯】

近年の物価高騰に対し、保護者の負担を増やさずに給食を提供するため、これまで国の臨時交付金を活用し、不足する食材費を賄ってきた。

令和６年度においても、国の臨時交付金を活用する予定であるが、教職員等はその対象とならないため、教職員等の給食費の改定を行うもの。

１ 改正規則名称

熊本市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則

２ 施行日

令和６年(2024年)7月1日

３ 改正文及び新旧対照表

別紙のとおり

４ 主な改定内容

○教職員等の給食費改定

[１食当たり]

➤ 小学校： 243円 → 278円（35円増）

➤ 中学校： 295円 → 338円（43円増）

[月額]

➤ 小学校： 4800円 → 5400円（600円増）

➤ 中学校： 5600円 → 6400円（800円増）

※児童生徒の給食費は据え置き（国の臨時交付金を活用）

熊本市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市学校給食費条例施行規則（令和元年規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「及び児童と同様の学校給食の提供を受ける教職員等」を削り、同項第 2 号中「及び生徒と同様の学校給食の提供を受ける教職員等」を削り、同号の次に次の 2 号を加える。

(3) 児童と同様の学校給食の提供を受ける教職員等 278 円

(4) 生徒と同様の学校給食の提供を受ける教職員等 338 円

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

期	納期限	学校給食の提供を受ける者			
		児童	生徒	児童と同様の学校給食の提供を受ける学校職員	生徒と同様の学校給食の提供を受ける学校職員
第 1 期	5 月末日	4,800 円	5,600 円	5,400 円	6,400 円
第 2 期	6 月末日				
第 3 期	7 月末日				
第 4 期	9 月末日				
第 5 期	10 月末日				
第 6 期	11 月末日				
第 7 期	12 月末日				
第 8 期	1 月末日				
第 9 期	2 月末日				
第 10 期	3 月末日	年間納付額から、第 1 期から第 9 期までにおいて納付すべき金額の合計額を減じて得た額			

附 則

この規則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

改正後（案）	現行	備考
第１条～第３条 【略】 （学校給食費等の額） 第４条 学校給食費及び教職員等給食費の１食当たりの額は、次の各号に掲げる学校給食の提供を受ける者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 児童 _____ ２４ ３円 (2) 生徒 _____ ２９ ５円 <u>(3) 児童と同様の学校給食の提供を受ける教職員等 ２７８円</u> <u>(4) 生徒と同様の学校給食の提供を受ける教職員等 ３３８円</u> ２ 【略】 第５条～第８条 【略】 （月ごとの納付額及び納期限） 第９条 保護者等及び教職員等のうち熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則（昭和４１年教育委員会規則第６号）第３条に規定する職の職員（以下「学校職員」という。）は、その納付すべき年間納付額を分割して納付しなければならない。この場合において、当該納付に係る納期限及び納付額は、別表に定めるとおりとする。 ２ 教職員等のうち学校職員以外の者は、学校給食の提供を受けた日の属する月の翌月末日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）までに当該提供に係る教職員等給食費を納付しなければならない。	第１条・第２条 【略】 （学校給食費等の額） 第４条 学校給食費及び教職員等給食費の１食当たりの額は、次の各号に掲げる学校給食の提供を受ける者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 児童<u>及び児童と同様の学校給食の提供を受ける教職員等</u> ２４ ３円 (2) 生徒<u>及び生徒と同様の学校給食の提供を受ける教職員等</u> ２９ ５円 <u>【新設】</u> <u>【新設】</u> ２ 【略】 第５条～第８条 【略】 （月ごとの納付額及び納期限） 第９条 保護者等及び教職員等のうち熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則（昭和４１年教育委員会規則第６号）第３条に規定する職の職員（以下「学校職員」という。）は、その納付すべき年間納付額を分割して納付しなければならない。この場合において、当該納付に係る納期限及び納付額は、別表に定めるとおりとする。 ２ 教職員等のうち学校職員以外の者は、学校給食の提供を受けた日の属する月の翌月末日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）までに当該提供に係る教職員等給食費を納付しなければならない。	[補足] ・規則改正は、令和6年7月1日施行予定。 ・4/1～6/30の期間は引続き現行の単価、7/1以降は改定後の単価による積算で徴収する。 ←近年の物価高騰に対応するため、国の臨時交付金の対象外である教職員等のみ、給食費の引き上げを行うもの。

3 市長は、前2項の規定により難いときは、これらの規定による納期限及び納付額を変更することができる。

第10条～第17条 【略】

別表（第9条関係）

期	納期限	学校給食の提供を受ける者			
		児童	生徒	児童と同様の	生徒と同様の
				の学校給食	の学校給食
				の提供を受	の提供を受
				ける学校職	ける学校職
				員	員
第1期	5月末日	4,800円	5,600円	5,400円	6,400円
第2期	6月末日				
第3期	7月末日				
第4期	9月末日				
第5期	10月末日				
第6期	11月末日				
第7期	12月末日				
第8期	1月末日				
第9期	2月末日				
第10期	3月末日	年間納付額から、第1期から第9期までにおいて 納付すべき金額の合計額を減じて得た額			

備考 納期限の欄に掲げる日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日を納期限とする。

3 市長は、前2項の規定により難いときは、これらの規定による納期限及び納付額を変更することができる。

第10条～第17条 【略】

別表（第9条関係）

期	納期限	学校給食の提供を受ける者	
		児童 <u>及び児童と同様の</u> <u>学校給食の提供を受け</u> <u>る学校職員</u>	生徒 <u>及び生徒と同様の</u> <u>学校給食の提供を受け</u> <u>る学校職員</u>
第1期	5月末日	4,800円	5,600円
第2期	6月末日		
第3期	7月末日		
第4期	9月末日		
第5期	10月末日		
第6期	11月末日		
第7期	12月末日		
第8期	1月末日		
第9期	2月末日		
第10期	3月末日	年間納付額から、第1期から第9期までにおいて 納付すべき金額の合計額を減じて得た額	

備考 納期限の欄に掲げる日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日を納期限とする。

←別表（備考除く。）は全部改正

※7月1日（施行日）から別表も改正するが、これは施行前の第1期（5月末日）・第2期（6月末日）の徴収額について、施行後に差額を徴収するものではない。

第10期（3月末日）で調整する年間納付額については、あくまで6月分までは、施行前の学校給食費の額（第4条関係）に基づいて算定されたものである。

上記のことは、解釈で読み取れることから、特別に附則で措置することはしない。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。